

朝霞市 企業版ふるさと納税



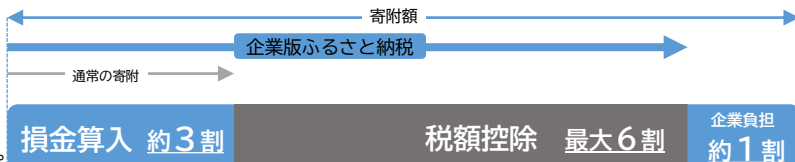
企業版ふるさと納税とは

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）とは、企業の皆様が地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して寄附を行った場合に、税制上の優遇措置を受けられる仕組みです。

法人住民税：寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）

法人税：法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）

法人事業税：寄附額の2割を税額控除。（法人事業税の20%が上限）
※本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象外です。



朝霞市における寄附事業の例

安全に、安心して暮らせるまち事業

「災害や犯罪への対策が充実しており、安全に暮らしていける」と実感できるまち、「子育て支援等の福祉サービスや、市民の健康づくりへの支援等が充実しており、安心して暮らしていける」と思えるまちをつくる事業



災害対策の推進、地域共生社会の構築、こども・若者が健やかに育つための支援、健康づくりの支援 など

自分らしく学び育ち、心地よく暮らせるまち事業

「充実した教育を受けながら成長し、活躍する場がある」と実感できるまち、「恵まれた自然環境の中で、人と人とのつながりがあり、住みやすい環境がある」と思えるまちをつくる事業



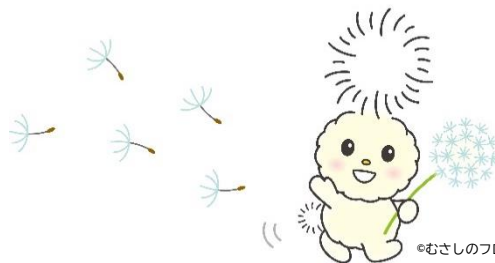
確かな学力と自立する力の育成、生涯にわたる学びの推進、スポーツ・レクリエーション活動の推進、地域文化によるまちづくり、低炭素・循環型社会の推進 など

快適に暮らせる、にぎわいのあるまち事業

「道路や公園等のインフラが整備され、便利さと快適さがある」と実感できるまち、「地域の特性を生かした産業活力など、にぎわいがある」と思えるまちをつくる事業



利便性の高いまちづくり、やさしさに配慮した道づくり、まちの骨格となる緑づくり、安心して快適な住環境の整備、上下水道の整備、魅力ある商業機能の形成 など



©むさしのフロントあさか

地域再生計画に認定されている事業へご支援いただける企業様を募集しています。
こちらに記載した事業のほか、幅広い分野で募集しておりますので、下記連絡先までご相談ください。

<問合せ>

朝霞市 市長公室 政策企画課

電話 048-463-3089

メール seisaku_kikaku@city.asaka.lg.jp